

議案第 27 号

令和 7 年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度基山町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 9, 6 4 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 1 9 3, 6 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 4 月 2 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議会費		104,364	40,907	145,271
	1 議会費	104,364	40,907	145,271
2 総務費		1,861,826	19,176	1,881,002
	1 総務管理費	1,665,579	19,176	1,684,755
3 民生費		3,289,953	11,385	3,301,338
	1 社会福祉費	1,750,559	11,385	1,761,944
6 農林水産業費		114,253	500	114,753
	1 農業費	78,402	500	78,902
7 商工費		232,843	3,193	236,036
	1 商工費	232,843	3,193	236,036
8 土木費		691,976	34,775	726,751
	2 道路橋梁費	328,153	15,122	343,275
	5 住宅費	44,802	19,653	64,455
14 予備費		15,433	△292	15,141
	1 予備費	15,433	△292	15,141
歳 出	合 計	9,083,998	109,644	9,193,642

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(千円) 2,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都 合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若し くは低利債に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	(千円) 10,100	同上	同上	同上
交通安全対策事業	(千円) 5,200	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路整備事業	(千円) 4, 500	証書借入	5 %以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協 定するものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	(千円) 8, 100	証書借入	5 %以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協 定するものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。